

【開催要項】

千葉県社会福祉協議会
023-16

集合型研修

ハラスメント対策研修

1 研修のねらい

労働施策総合推進法の改正により、パワーハラスメント防止措置が事業主の義務となりました。

本研修では、ハラスメントにあたる言動などの基本知識を押さえるとともに、各ハラスメントの定義や今後の動向等について知識を得ることで、社会福祉事業所におけるハラスメントを生まない健康的な職場風土の育み方について学びます。

2 主 催

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センター

3 開催日時

令和5年10月24日（火）13：30～16：30

4 研修会場

千葉県千葉市中央区千葉港4番5号 千葉県社会福祉センター2階研修室

5 受講対象

- ・社会福祉施設（高齢・障害・児童など）及び市町村社会福祉協議会の中堅職員以上の方、またはハラスメント相談窓口担当者
- ・本研修テーマに関心のある方

6 定 員

50名

7 申込締め切り

令和5年10月17日（火）

※募集期間中であっても、受講定員を満了した時点で受付を終了します。

8 研修プログラム

月 日	時 間	
10月24日 (火)	13:00～	受 付
	13:25～	オリエンテーション
	13:30～ 16:30	講義・演習 ・ハラスメント対策の法的背景 ・ハラスメント（パワハラ、セクハラ、マタハラ）の定義とは ・現場における実務対応について ・ハラスメント対策の今後の動向（カスハラ対応） ・事例検討、グループワーク

9 研修講師

社会保険労務士法人ハーモニー 特定社会保険労務士 ^{たかはし}高橋 ^{なおき}直樹 氏
 （社会福祉士・元市町村社会福祉協議会職員）

10 受講費用

5,000 円（お一人様）

※おつりの無いようにご準備いただき、当日受付にてお納めください。

11 申込方法

千葉県社会福祉協議会ウェブサイト〈<http://www.chibakenshakyo.com>〉
 研修センターの「研修管理システム」から、お申し込みください。

お申し込みには、ID とパスワードが必要です。ご登録の有無等、不明な点はお問い合わせください。

12 受講にあたっての留意事項

- （１）当日、発熱や風邪のような症状がある等体調不良の場合には参加をご遠慮ください。
- （２）適宜換気を行います。調節できる服装でご参加ください。
- （３）筆記用具は各自ご用意ください。
- （４）当センターには駐車場がありませんので、自動車で来所の際は近隣の有料駐車場をご利用ください。

1 3 お問合せ先

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 社会福祉研修センター（担当：今井）

TEL：043-241-5120 / FAX：043-241-5121

E-mail：kensyu@chibakenshakyo.com

1 4 研修会場図

※令和5年4月に移転しました。

